



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会社名 三井造船株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 泰彦
コード番号 7003
東京第1部、大阪第1部
名古屋第1部、福岡、札幌
問合せ先 人事総務部長 鈴木 秀雄
(TEL 03-3544-3133)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月28日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令で定める監査役に欠員が出た場合に備えるための補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を4年とするよう、所要の規定を第31条として新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 (新設)	第5章 監査役および監査役会
第31条～第40条 (条文省略)	<u>第31条 (補欠監査役の選任の効力)</u> <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第32条～第41条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月28日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成24年6月28日 (予定)

以 上